

返戻金制度

①人材紹介年間包括契約の場合

契約期間満了時に、下記の採用人数が規定に満たない場合は、支払われた契約料金について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。または、甲の申し出により採用人数が2人になるまで契約期間を延長するものとする。

採用人数が0人の場合	1,440,000円（税別）を返金
採用人数が0.5人の場合	1,080,000円（税別）を返金
採用人数が1人の場合	720,000円（税別）を返金
採用人数が1.5人の場合	360,000円（税別）を返金
採用人数が2人の場合	返金なし

※契約料金一年間：1,440,000円（税別）、返金は契約翌年度となる。

※年間採用人数を数える方法は正社員・契約社員を1人と数え、パートタイマー・アルバイトを0.5人と数えるものとする。

※試用期間2週間後より、1ヶ月間在籍で採用人数に数えるものとする。

②正社員採用の場合

自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由（整理解雇または一方的理由による解雇は除く）により入社後3ヶ月以内に退職したときは、下記の通り紹介手数料の一部を甲に返還する。なお、返金の場合、事務手数料5万円を差し引いた額とする。

- 1ヶ月未満退職は手数料の80%返金
- 2ヶ月未満退職は手数料の50%返金
- 3ヶ月未満退職は手数料の20%返金

③パート採用の場合

自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由（整理解雇または一方的理由による解雇は除く）により入社後1ヶ月以内に退職したときは、紹介手数料の50%を甲に返還する。なお、返金の場合、事務手数料3万円を差し引いた額とする。